

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		施行地区内の建築行為等の許可
根拠条例・規則等名		都市再開発法
条 項		第 6 6 条 第 1 項
所 管 部 課		都市局 都心整備部 浦和駅周辺まちづくり事務所 (電話：048-882-9781) 都市局 まちづくり推進部 市街地整備課 (電話：048-829-1466)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	(未設定) 個々の事案について個別的な判断をせざるを得ない場合があり、具体的な審査基準を設定することが困難であるため。
	設定等年月日	平成 2 9 年 3 月 3 1 日 設定 平成 3 0 年 3 月 3 0 日 最終 改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	(未設定) 申請実績がなく、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難であるため。
	設定等年月日	平成 2 9 年 3 月 3 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
備 考		